

(取組み一覧)

勤 労 者

| 実施機関 | 取組みの名称 | 取組みの概要等 | 取組みの実施状況 | 取組みに対する評価と課題 | 令和2年度の取組みの方向性 |
|--|---------------------------------|--|---|--|---|
| 仙台弁護士会 | 勤労者法律相談 | 仙台市の夜間法律相談に毎月担当 個々の弁護士が個々の事件を担当 働き方改革法の会内学習 | 法律相談は月1回 | 法律相談は件数が少ない。 個々の事件は横のつながりは任意団体で行っている。 | 継続 |
| 宮城産業保健総合支援センター | 管理監督者向けメンタルヘルス教育 | 中小規模事業場におけるメンタルヘルス教育の継続的な実施を普及させるため、管理監督者等に対してメンタルヘルス教育のデモンストレーションを行うことにより、メンタルヘルス教育の方法について教示する。 | 令和元年度の実績は、令和2年1月末現在で、16件290名である。 | 事業場からの申込があって初めて実績を上げられるため、当センター事業についての知名度に比例した実績に止まっている。当センター事業についての知名度を上げることが課題である。 | 取組を継続する。あらゆる機会を捉えて当センター事業の周知・広報を図る。 |
| | 産業保健関係者への専門的研修 ※【再掲】 | 産業医、産業保健スタッフ等の産業保健関係者の専門的・実践的能力の向上を図るため、必要な研修を実施する。例えば、令和2年度上半期には「若年労働者の特性を理解した職場対応」というテーマの研修会開催を計画している。 | 令和元年度は、令和2年1月末現在で、専門的研修を134回開催し、4,254名の産業保健関係者等が受講している。 | 当センターで能動的に開催できるので、実績も上がっている。 | 取組を継続する。 |
| | 産業保健関係者からの専門的相談対応 ※【再掲】 | 産業医、産業保健スタッフ等の産業保健関係者からの産業保健に係る専門的な相談に、メンタルヘルス、カウンセリング等に関する専門家である「産業保健相談員」が対応する。 | 令和元年度の実績は、令和2年1月末現在で、426件である。 | 産業保健関係者からの相談があって初めて実績を上げられるため、当センター事業についての知名度に比例した実績に止まっている。当センター事業についての知名度を上げることが課題である。 | 取組を継続する。あらゆる機会を捉えて当センター事業の周知・広報を図る。 |
| 一般社団法人 仙台市医師会 | 仙台地域産業保健センターにおける健康相談・面接指導 | 仙台・富谷市内の小規模事業場（労働者数50人未満）を対象として、労働安全衛生法で定められている保健指導などの産業保健サービスを提供。 | 毎月50-60事業場の健康相談・面接指導を実施。 健康相談・面接指導の内容は下記の①～④のとおり。 ① 労働者の健康管理（メンタルヘルスなど）に係る相談 ② 健康診断の結果についての医師の意見聴取 ③ 長時間労働者に対する面談指導 ④ 高ストレス者に対する面接指導 | 仙台・富谷市内の事業場より多数のお申し込みをいただいております。実際に健康相談を実施できるまで2~3か月お待ちいただいている状況。 | 例年通り、仙台・富谷市内の小規模事業場（労働者数50人未満）を対象に健康相談・面接指導を実施予定。 |
| みやぎの萩ネットワーク | 専門家によるワンストップ支援、勉強会・講演会 ※【再掲】 | 各専門家ネットワークによる具体的支援活動 対面型相談支援 電話相談支援 人材養成 普及啓発 各専門家のネットワークによる支援活動において24時間365日、2携帯番号により相談を受付また、メールやSNSなどでも相談を受付、専門家へと繋ぐ メンバーのスキルアップ、顔の見える関係強化、市民への普及啓発を目的として公開勉強会、専門家の外部講師による講演会を開く | 2017年 相談件数集計 面談62、電話898、メール480、SMS711、合計 2151件 | より一層の関係機関との連携や活動の普及・啓発が必要と考える | 専門家と共に学ぶ相談スキルのステップアップ事業 どんな内容の相談にも応えられるよう専門家や相談機関、行政との連携の強化 幅広く不安や悩みをすくい解決策を話し合う座談会の実施 支援につながる人、つなげる人を増やすための広報活動 |
| 全国自死遺族連絡会・藍の会・東北いじめ総合支援センター・みやぎの萩ネットワーク他 | つなぐ支援 | 複数の団体のウェブサイトからのメール相談と固定電話2台、携帯電話3台の公開により相談件数が多い。 各団体の趣旨は違うが、全ての相談を受け付け、他団体へとつなぐ解決をしている。 携帯からのショートメール対応と電話の折り返し対応による相談。 みやぎの萩ネットワークのメンバーとの連携により、労働問題の専門家と共に必要に応じて複数のカウンセラーにつなぐ具体的問題と精神的なバランスとの両輪で支援。病院につなぐ時もある | 電話相談会の開催・毎月のサロン開催・セミナーの開催。 各団体から勤労者の相談照会があった時は、即対応してワンストップでの相談対応を、みやぎの萩ネットワークと自死遺族等権利保護研究会の専門家につないでいる。 労災やパワハラ等様々な問題を抱えた人からの相談多数。 | つながってくれた相談者のほとんどは元気で働いている。 つながってもらうための行政機関との連携が不足。 大学院生や研究員の問題や低賃金労働者の問題等、当事者に相談機関が周知されていない状況の改善のため連携の依頼活動が必要。かけなおしの電話相談の料金の捻出の工夫。 | 相談機関としての周知の徹底・ つながってくれた手を離さずに、たらいまわしをせず、具体的問題解決をしていく支援ができる支援者育成 多種多様な人たちの輪を広げる活動 |

(取組み一覧)

勤 労 者

| 実施機関 | 取組みの名称 | 取組みの概要等 | 取組みの実施状況 | 取組みに対する評価と課題 | 令和2年度の取組みの方向性 |
|----------------|-----------------------------|---|---|---|--|
| 宮城県司法書士会 | 宮城県司法書士会による県内各相談センターの運営 | 宮城県内の各相談センターにおいて相続、登記、成年後見、その他民事上の困りごとについて、相談に応じています。労働問題についても相談を受け付けています。 | 司法書士総合相談センター（司法書士会館、仙台市青葉区春日町8-1） 令和2年4月1日より月・水・金（祝日を除く）電話相談13：30～16：30（電話番号022-221-6870） 面接相談14：00～16：00（予約制。予約番号022-263-6755） そのほか、石巻、大崎、南三陸、女川、山元の各相談センターにおいても面接相談を開催（詳細は当会HP参照） | 相談は無料です。電話相談もごさいますのでお気軽にご相談ください。 | 景気悪化等生活困窮に伴う相談の増加も懸念されますので、債務整理の相談等お気軽にご相談ください。 |
| 社会福祉法人仙台的のちの電話 | 電話相談・インターネット相談 ※【再掲】 | 365日24時間体制で電話・メールによる相談活動を実施。仙台的のちの電話は、あらゆる年代からの様々な相談に対応しており、重要対象を限定していない。相談者が抱える問題について、毎月の継続研修や、法人開催の各種研修会・講演会を通じて自己研鑽に努めている。 | 2019年1月～12月まで、17,442件の電話相談に対応、189件のメール相談に返信。 | 相談員の減少傾向が続いており、新しい相談員を増やすことが課題。2019年4月開講の相談員養成講座に6名受講中。2020年4月開講相談員養成講座に18名申込。また、相談者に寄り添う対応ができるよう研修の充実を目指す。 | 相談員養成事業の実施し、相談受信数を増やす。更に深夜帯の相談対応充実に取組む。幅広い年代からの相談に対応するための研修体制を充実させる。相談者の求める適切な支援先に繋げるための研修を実施する。 |
| 宮城労働局 | 過重労働による健康障害防止とメンタルヘルス対策 | 過重労働による健康障害防止対策の推進 メンタルヘルス対策の推進 | 過重労働・メンタルヘルス対策等労働者の心身の健康確保対策について、企業の積極的な取組の促進を図るため、労働局・労働基準監督署との共催によるセミナー等や、各種団体の総会等のあらゆる機会を捉え、経営トップに対して周知・啓発を行う。 長時間労働を原因とする脳・心臓疾患や精神障害に係る労災認定請求事案に対して、長時間労働の是正とともにメンタルヘルス対策も含め健康障害防止措置を指導する。また、労働者数50人以上であってストレスチェック未実施事業場及び産業医の未選任事業場に対して指導を行う。 | 平成30年度の精神障害に係る労災請求は36件と依然として多い。 ストレスチェックの実施状況は捗々しくない。 | 引き続き、過重労働による健康障害防止対策とメンタルヘルス対策の推進に取り組む。 |
| 宮城県精神保健福祉士協会 | 精神科デイケア等でのリワーク支援の実施 | 【取組みの背景】 当会は宮城県内の精神保健福祉士約200名が所属する職能団体である。 ソーシャルワークを用いて、精神障害者の抱える生活問題や社会問題の解決のための援助や、社会参加に向けた支援活動を通して、その人らしいライフスタイルの獲得を目標とする援助を行う。 活動する職域は精神医療・福祉分野に多いが、近年では教育機関（スクールソーシャルワーカー）、司法分野（社会復帰調整官など）のほか、産業界や行政機関などにも広がりがつつある。会員の所属する機関の対象者の中には、自死やいじめに関連する対象者も含まれており、日々の業務の中でそれぞれ重点対象者に対応しているのが現状としてある。 そのような会員を後方支援する目的で、当会としては会員向け研修会の開催や事例検討などを定期的に行っている。 | | | |

(取組み一覧)

勤 労 者

| 実施機関 | 取組みの名称 | 取組みの概要等 | 取組みの実施状況 | 取組みに対する評価と課題 | 令和2年度の取組みの方向性 |
|------------------|--|--|---|---|---|
| <p>仙台市障害者支援課</p> | <p>仕事とこころの相談会（夜間）</p> | <p>市民の方々が抱える様々な困りごとや悩みについて、法律的・心理的側面から包括的に対応するための弁護士、臨床心理士による相談会を勤労者が相談しやすい平日夜間に開催し、問題の解消を目指す。</p> | <p>[相談会開始から現在までの実施状況] 平成27年度から当相談会の開催を開始し、これまでに116名の方が職場や家庭などで抱える問題を相談している。相談者の8割近くが30～50代の働き世代であり、相談内容としても職場に関する相談が半数以上を占める。職場に関する相談のほか、家庭や財産、人間関係や生き方などに関した相談にも対応している。また、相談者の中には臨床心理士、弁護士双方への相談を要する者がおり、法律的にも心理的にも問題を抱える方々にとって、負担感が少なく相談することができている。 [令和元年度の実施状況] 令和元年5月から令和2年3月まで月に1回、計11回実施した。相談者は延25人で、弁護士への相談が7件、臨床心理士への相談が18件であった。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>※詳細は別添資料参照</p> </div> | <p>[課題：相談会の周知] 平成27年度の開始以降、一年あたりの平均相談者数は23名程度であり（平成27年度39名、平成28年度21名、平成29年度20名、平成30年度11名、令和元年度25名）、6名の相談枠（弁護士・臨床心理士に対し、それぞれ3名が相談可能）が埋まらないことも多い。市民の方々の困りごとや悩みに適切に対応できるよう、相談会の周知をいかに効果的に行っていくかが課題といえる。 [課題：複合化した問題、継続相談が必要な方への対応] 弁護士や臨床心理士への相談では解消が難しい、福祉的な対応や医療的な対応を必要とするケースも時折みられる。また、本相談会は弁護士や臨床心理士から単発でのアドバイスや助言などを提供することを基本としているが、継続的な相談支援が必要な方々に対し、いかに支援を提供していくかが課題といえる。</p> | <p>[相談会の周知について] 今年度まで、当相談会の周知は、市政だよりや仙台市ホームページへの掲載、各区総合支所での広報用チラシの配布などにより行ってきた。今後は、より効果的に相談会を周知するため、市民の方々の目に留まりやすいよう他の相談機関や施設などへのチラシ等の設置を検討して参りたい。 [他の相談支援機関との連携について] 市民の方々が抱える多様な困りごとや悩みに合わせて、適宜、適切な相談機関へつなげることが必要となる。相談支援業務を行う庁内関係各課や関連する他機関・団体との連携や情報共有を図りながら、庁内外の相談機関・相談窓口をまとめたパンフレットを作成し、それをを用いて情報提供をするなど、一人一人に必要な支援を届けられるよう努めて参りたい。</p> |
| <p>仙台市障害者支援課</p> | <p>困りごとや悩みに応じた相談機関や支援制度の普及啓発の実施</p> | <p>[背景や概要] ○自死に関連する要因は、育児、介護、長時間労働等による過労、児童、高齢者、障害者に対する虐待、がん等の進行性疾患や精神疾患等の慢性疾患、失業、倒産、多重債務等に伴う生活苦や生活困窮、いじめ、ハラスメント、性暴力被害等による精神的苦痛、様々な人間関係の不和や集団における孤立、自死遺族、障害者、ひきこもり、セクシュアル・マイノリティ等に対する偏見・差別や無理解、東日本大震災の影響による心身の不調等多岐に渡る。特に、勤労者においては、勤務問題だけでなく、経済・生活問題や健康問題など、自死の原因・動機も複合したものとなっている（仙台市自殺対策計画）。 ○こうした背景を踏まえ、特に勤労者にとって関連の深い様々な困りごとや悩みに応じた相談機関や支援制度に関する情報が、必要としている人に行き渡るよう、様々な手法を用いた周知・広報を図る必要がある。</p> | <p>[実施状況] ○勤労者を主たる対象とする「仕事とこころの相談会（夜間）」は、弁護士や臨床心理士による相談支援を提供してきた。その相談内容を見ると、法律的又は心理的な支援のほか福祉的、医療的な支援が必要と考えられるケースや、複数の領域分野にまたがった支援を並行して提供することが問題解決を促進すると思われるケースが見られた。 ○勤労者向けの相談機関や支援制度の周知に関しては、これまで市政だよりや自殺対策強化月間のチラシ、ホームページによる広報を行ってきた。しかし、上記の相談会の相談件数など踏まえると、事業実施の情報が市民に十分に届いていない可能性がある。</p> | <p>[実施状況を踏まえた評価] ○特に、勤労者に関連の深い困りごとや悩みに応じた様々な相談機関や支援制度を分かりやすく、また、どのような相談窓口を選べばよいか、検索もしやすい広報媒体が必要。 ○勤労者が日常生活を送る中で、目に留まりやすい形での情報の周知や広報のあり方について検討が必要。</p> | <p>○困りごとや悩み別の相談機関・支援情報一覧のリーフレットの作成及び相談窓口の周知 市民の方々が必要な情報を検索しやすいよう、困りごとや悩み別に官民幅広く相談機関・支援情報を掲載したリーフレットを作成し、それを市政だよりや町内会回覧など生活に身近なツールを用いて周知を図る。また、駅や商業施設など、勤労者の目に留まりやすい場所や機関においても広報し、必要な支援情報を提供して参りたい。</p> |
| <p>仙台市健康政策課</p> | <p>せんだい健康づくり推進会議（地域・職域連携推進会議）による関係機関の連携推進（No.204） ※他、上記に関連する取組み ○心の健康に関する適切な理解の促進、相談窓口の周知（No.3） ○企業向けの健康づくり推進の取組み（No.27） ○宮城労働局等の外部相談支援機関の利用促進に向けた周知（No.28） *仙台市自殺対策計画第5章の取組み名のNo.を（ ）内に表示</p> | <p>○せんだい健康づくり推進会議（地域・職域連携推進会議）を通じて、市内の相談窓口一覧を記載したリーフレットを広く配布し、働き盛り世代に向けた周知・啓発を行う。 ・会議や協働事業を通じ宮城労働局の所管する事業の周知を行う。 ・せんだい健康づくり推進会議を通じて、各機関の取組状況を共有する。</p> | <p>○R元年度は、従来の地域・職域連携推進会議の構成団体を見直し「せんだい健康づくり推進会議」を設置し各団体間の健康づくりに関する取組を共有した。 ○「せんだい健康づくり推進会議」の構成団体を中心としたメンバーに、健康づくりに取り組む協定企業等を加えたワーキンググループを設置、協働して「仙台いきいき市民健康フォーラム」を開催し、各団体が取り組む健康づくりに関する情報を市民に発信した。 また、労働部門の団体が主催するイベント等に参加し、心の健康づくりに関するリーフレット配布する等、勤労者へ向けた啓発を行った。</p> | <p>○各構成団体・企業や、各種イベント等を通じ、様々な層の市民に心の健康づくりに関する情報を発信したが、これらを実効性のあるものとするため、「せんだい健康づくり推進会議」を更に発展させ、各関係団体との連携体制強化を図る必要がある。</p> | <p>○地域・職域保健と企業の連携による「せんだい健康づくり推進会議」及び「ワーキング」の設置を機に、双方の事業の周知を行う等、協力体制を作ることが出来たので、より一層の連携強化を図っていく。</p> |